

憲法トーク 憲法9条を育てる

青井 未帆 (学習院大学法科大学院)

松浦 悟郎 司教(ピース9の会呼びかけ人)

講演 9条の特別な意味

青井 未帆

こんにちは。本日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。私の自己紹介からまず先に申し上げます。クリスチャンではないのですが、国際基督教大学(ICU)、インターナショナル・クリスチャン・ユニヴァーシティ)というところを卒業しております。ICU在学中、奥平康弘という憲法学の先生の授業を受け、憲法っておもしろいなと思って、最終的にこのような道を進むようになりました。最初のテー

私はそこに「あ、これが9条というものなんだな」と思った次第です。

「9条っていうのが条文にあります。だから平和です」ではないです。9条のもので、9条があるんだから、こうあるべきだ、ということが積みあがっています。そういう過程で捉えると、法律でもなくて、法律の委任を受けた命令の別表の解釈指針という形だけでも、まさにこれは9条の生ける形なんだな。なるほど、9条ってこういうものか、と思ったところが最初の出発点でした。今から考えるとその時、9条にモラルティー、モラル、倫理との接点を感じたんだと思います。今日のお話はそこです。9条とモラルの関係。そこが実は最終的には問われているのではないかな、そういう問題提起をしたいと思います。

武器の話をしきほどこしたかったので、それとの関係でモラルについて一言述べさせていただきます。参議院議員で猪口邦子さんという方がいらつしやいます。かつては気鋭の学者だった人です。小型武器の取引を規制する国連の会議で、日本が議長国をしたこと

マは、憲法上の権利ってなんだろう、ということでした。そこから出発して、今日も研究を続けています。2013年の特定秘密保護法のあたりから、社会的な発言をさせていただくことも増え、9条改憲について発言することが多くなりましたが、最初から9条をやるうと思っただけでは実はないんです。

9条との出会いは武器輸出三原則です。ミサイル防衛について大きな議論があり、「国是」という言葉が使われる状況がありました。^{*1}「武器を輸出しないのは、我が国の国是である。許されないんだ」という議論がありました。これ、なんだろうな、と思ったのが最初です。「9条だ」という言い方しなかったわけです。「武器輸出3原則は9条で禁じられている」という言い方をせずに「国是なんだ」という言い方をしていました。

それで、武器輸出三原則について調べたところ、法律にもきちんと書いてないことだったのです。「その法律の委任を受けた命令の別表第1の解釈指針」だったんです。こういうレベルなんだととても驚きました。それなのに、なぜ国是だなんていうんでしょう。

がありました。猪口さんが大使としてそこに臨んで、会議の終わったあとの記者からの質問で、次のような言葉を言っていたんですね。

「なぜ日本が小型武器の取引規制、規制をめぐって議長国を任せられたのかというと、それは、モラルハイクラウンド(「道徳的高み」)に立っていると他の国からみなされたためだと私は思います」とおっしゃったんです。日本が武器を輸出していないから、武器、小型武器の輸出を禁止しようと言えると。きれいな手で臨んでいるから、悪いことをしていないので、モラルハイクラウンドに立っていると思われるから、このような活動もできるんだと。思いのほかそれは深いお話なのではなからうかという事です。

そもそもこの平和の問題について私たちが直視しなくてはいけない一つは、第2次世界大戦を私たちがどのように反省したかという点からです。日本だけの話ではもちろんありません。これだけの多くの人の命が失われて、財産が失われて、子が亡くなり、親が亡くなったなかで、国際法が大転換したのです。今また反対の方向に転換しているのではないかと、多くの人が

危惧していると思うのですが、だからこそやはり、一番最初に確認しておきたいと思います。

第2次世界大戦後、武力行使が原則、違法化しました。第2次世界大戦より前は、不戦条約によって戦争は違法とされていましたが、たとえば満州事変のような形で武力行使は違法ではありませんでした。武力行使そのものが違法化されたのは、画期的でした。それだけのインパクトが人類にあったことを改めて確認したいと思います。そういう地平で眺めると、武力行使はもう原則として違法なんだという国際法的な約束事を実行するための「9条」という側面が現れます。そのような出発点から、モラリティーについての問題提起を予告しつつ、本論に入っていくたいと思いません。

1 身近な9条

本日の話の柱として五つ用意しています。ひとつめが「身近な9条」です。一般的に9条ってほかの法令より身近ではないかと思うんです。憲法、何条まであるかご存知でしょうか。103条しかないんです。

か、学問の自由とか、職業選択の自由とか、権力からの自由が、自由の代表格とされています。でも憲法の条文でなにを知ってますか、と聞くと、表現の自由があまり出てこないのは不思議のようにも思います。

何が申し上げたいのかというと、9条の、私たちにとって身近であるという位置づけに、改めて注意を払いたいということです。むしろ、なぜそんなに9条は身近なんでしょうか。9条は、「権力を配分しない」という規定です。戦争を放棄します、権力を持ちません、交戦権を持ちません。無の規定なのです。ない、ない、ない。「ない」と言ってる規定から、自衛隊法とか、防衛省設置法とか、「ある」ものを引き出しているわけです。簡単なことではなさそうですね。

「ないはずなんだからない」というのが一番シンプルですけれども、ないところからなにか形のあるものを引き出してきたというのが、これまでの政府解釈なのです。違憲であるという言説はずっとこれまでもありました。ただ、ない、ない、ない、と言ってるところから「合憲」であるとして一定の形を作ってきたわけですから、最初に申し上げた武器輸出三原則もそう

103条のなかでどの条文が一番よく知られているでしょうか。例えば大学1年生、2年生にどんな条文を知っていますか、と聞くと、やっぱり多いのは9条です。9条はほとんどの人が知っている。9条という条文の数字は知らなくてもこういう条文があるということとはだいたい知っています。そのほかに有名な条文というと25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。まあ、このあたりが非常に著名で多くの人が、憲法上の権利だと知っていると思います。

あまり知られていない事のようなのですが、憲法の中の半分くらいは、実は国の統治の機構について定めている条文です。この観点でいえば、国の権限がどこに配分されるかについての国家の内部の法なのです。それは私たちに直接関係してくるものではありません。国家のどういふ人たちがどういふ権限を行使できますか、ということに関わる法という側面がとても強い。そして権力が侵してはならないものとして、10条から40条まで「権利」が掲げられています。生存権が一番ポピュラーと言いましたけれども、本当の中心は自由権です。表現の自由が花形ですが、信教の自由と

ですけれども、まったく9条の精神を反映していない制度は、引き出してきていないとも言えるのです。十分に精神を反映していないと言ふことはもちろん出来ます。憲法9条があるのにそれは違憲でしょう、ということはもちろん出来ます。ただまったく軀を逃れた制度を作ってきた、とは言えないはずなのです。どこかで、憲法9条によって「出来ることと出来ないことの限界」が引かれています。

自衛隊法は実は変な法律なのです。どういふふうに変かというところ——そもそも存在が変だという議論はできるのですが、それを措くとして——、他の国の軍隊とは相当に違うんですね。石破茂さんなどが昔から批判してきたところですが、伝統的に、普通、軍隊では軍人一人ひとりが判断するなんてあり得ないお話しなのです。なにしろ、鉄のような規律を持っていてなくてははいけませんから。一つの武器として動くときに、「ぼくはそれ違うと思います」なんていうことを言っていたら、弱い軍隊になってしまうので、上官命令には絶対に服従すべし、軍人一人一人が判断するなんてあり得ないというのが、軍隊の伝統的な理解で

す。でも、自衛隊法には、「自衛官は」という主語があるんですね。自衛官一人一人が判断できるという建前。なぜでしょうか。軍隊持てないからです。軍隊ではありません、ということの説明しなくてはいいけなかつたわけです。政府としては、「これこれこういうことだから、軍隊ではないんですよ」という説明を、いくら胡散臭くてもしてきたわけです。それは、一番上に9条という重しがあつて、そのもとで作つてきたから、というところがあるのでしよう。だから、私たちが「9条があるんだからそれはおかしいでしょ」「9条があるんだからこうしなくちゃいけないよね」と思つてきた部分こそ、私たちにとつての9条だったのではないか。そういう意味で、身近だったのではないでしようか。この部分が始まり、小さな問題提起ということになります。

そして9条の力が薄まる状況下でどうするのか。9条があるんだから当然だよ、という言説が通じなくなつていく。そこで、私たちはなにをするかが問われているのではないか。

しかしここは、伝統的な意味でいうと憲法の守備範

なるほど、そうか、というふうな気がします。長谷部先生は、私も含めて私のちよつと上の世代から下の世代に非常に大きな理論的影響力を与えた人ですけれども、大学院生の頃に長谷部先生の論文を読んで、これ、どういう風に考えたらいいんだろう、そうなのかな、そうなのかな、とずっと思つてきたんです。なので、やっぱり9条はモラルの話でしよう、と今申し上げているのは、いろんな意味で、自分にとって大冒険なのです。法で論じられる問題と、心の中の問題とは違います、という線を認めたいので、この9条をこういう形でつくつてきた私たちの心の問題を、なんらかの形で問はずして、今までと同じ9条、9条のもとでの文化を維持することは出来ないのではないか。問われているのは私たちの心の問題ではないか。だから、こうすべきだ、ということとは言えなくても、我々市民が我々の問題として問わなくてはいけないのではないか。こう、つらつらと考えるに至つているところです。

囲ではないと言われる可能性が高いんです。モラル・テューンとか道徳を法とどう並立させるのかは難しい問題なんです。

長谷部恭男先生²という憲法学者がおられます。安保法制は違憲だと参考人として国会で述べたことで議論の潮目がガラッと変わったということ覚えていらつしやるかもしれません。長谷部先生は、かねてより非武装平和主義という考え方は立憲主義に反するとおっしゃっています。長谷部先生、そういう意味で昔から自衛隊合憲論者なのです。なぜ非武装平和主義がだめかという、それは倫理とか道徳の話を含むからだ。人の正しい生き方を教えるのは宗教であれ、信念であれ、国家ではない。国家が、これがいい人生だ、とか、こういうふうな人生を歩きなさいと言っちゃいけない。それが、宗教戦争以後の、パブリックなところに私的な道徳を持ち込まないという大原則だ。これに照らしてみると、なにがあつても武器を持つて戦つてはいけないというのは、人にとつてのモラルの話ではあつても、これを国家がどうして強制できるのか。こういう議論なんです。

これは「9条が薄まる」ということの前提の話です。皆さんも薄まつていることを肌感覚でお感じになつておられるでしょう。今の政治の状況をみると、寒々しいと言つたような言葉がびったり。もの言えは唇寒しではないですけれども、議論と議論とがちゃんとかみ合ったような形すらもう成り立っていないという寒い状況です。特にこの安全保障ということで言えば、法で決められているからとか、憲法で決められているからとか、そういうことを乗りこえていこうという態度が明らかです。

今、態度と申し上げましたけれども、これまで安防懇や安保法制懇といった首相の諮問機関が出している報告書にはもつと赤裸々に書いてあります。「法で何が出来るか出来ないか決まつている、ということを超えて、考えなくちゃいけない」といった言葉使いがあるんですね。こんなふうな正面から堂々と、法を守らなくても仕方ないんだと書くような中で、私たちは「法」について考えなくてはならない。野党からも、専守防衛が狭すぎるからいけないんだ、とか、これまでの9条の理解からはクールに一線を画したいという

声が目立っているなか、よりいっそう「法」の問題として問うことが難しくなっています。

もう一つ現状認識の大前提として考えるべきは日米安保体制です。今、9条が、ある限界を作ってきた、と言いましたけれども、これは一面にすぎません。この9条を一つ頂点に置く大きな法体系の外に、いわば「番外地」があったことも、私たち真正面から見据えなければいけないのです。沖繩をはじめたくさんの米軍基地があります。イーリス・アショアも山口や秋田でたくさん議論を巻き起こしています。こういう日米安保関係は、憲法を最高法規とする法体系にすんなりとフィットしません。言ってしまうえば、「番外地」で、憲法の及ばないものだったということも、もう一度現状認識として触れておきたいと思います。

日米安保体制を再考することなしに憲法改正を論ずることは出来ないはずなのに、もう法の問題まで超えて、空疎な印象論になっています。安全保障環境が悪化しているからとか、今までの専守防衛が狭すぎるんだといって、深く議論がなされない状況が今作られています。さらには調査・研究という全く根拠にならない

し、不正確な言葉を当たり前のように述べる政権が続いています。だからこそ憲法と法の違いについて押さえなくてはいけないと思います。

どうでしょう。私が印象として持っているのは、安倍首相は、なにか、レガシーをつくりたいというような思惑もあるでしょうが、「ふつうのこと」のように憲法改正を語っているのではないかなと。法律改正の大きい版という形で、ふつうに大きな法律を改正するといったニュアンスで語っているのではないですかね。民法を改正します、とか、あるいは刑法を改正します、というような一つとして憲法改正を語っている。あたりまえのように。憲法改正があたりまえであるかのような言い方をしているような気がします。これ、違うはずなんです。しばしば憲法研究者のなかでもミスリードするような言い方をしている人もいて、憲法が法律の親玉であるかのような言い方をしたりするんです。法律で一番偉いのが憲法だ。これ、違うんです。全く別物だということを、強く申し上げたいと思います。

なにが違うのか。

いことで自衛隊を中東に派遣するという暴挙まで行われている。なにか、「コントロール不能」と感じざるを得ない。そのような今だからこそ、どこまで私たちが自分ごととして9条を理解出来るかが問われているのではないのでしょうか。

3 憲法の意味

三つめにいきたいと思います。

●めっちゃくちゃ重要

このようにそもそも私たちの身近な、あるいは身近であると思われるきた9条って、実は特殊なんです。特別なんです。憲法って身近ではないはずなんです。私は毎日毎日憲法について考えていますなんて言う方は、皆さんの中にはあまりいらっしやらないのではないかと思います。考えざるをえないような世の中になつたらこれ、世も末。ある意味で安定しているからこそ憲法について考えなくてもいいということもあるのです。そこで法律との違いについて、ちょっと押さえておきたいと思います。

憲法改正を政治日程にのぼらせたいと首相が公言

例えばみなさんの中で多くの方が車の免許を持っていると思います。車の免許を取るためには、道路交通法を勉強しなくてはなりません。車を運転する限り、道路交通法をはじめとした交通法規に従わなくては行けない。これが法律に従うという遵法義務の一つの典型例です。法律で定められた税金を納めなくては行けない、とか、法律で定められた手続きを踏まなくては行けない、とか、我々が直接やらなくては行けない義務を定めているのが法律です。義務を課すとか、権利を制限する、というのは法律がないと出来ません。

だから、例えば今、憲法改正優先4項目の中で教育の無償化についてうたっていますけれども、あれはほとんど意味が無い議論なのです。いくら憲法にうたったところで実効化する法律がないと動かないんです。私たちが具体的に義務を負ったり、あるいは権利を制限されたりするのは、法律の根拠がないと、いくら憲法で言ってもできないのです。直接の根拠は法律でつくるということです。法律が中心です。私たちがとって一番身近な法は法律です。そういう意味で、私たちは毎日毎日、法律にはなんらかの形で触れ

ていることになります。物を買ったり、水道を使ったり、ガスを使ったり電力を使ったり、というようなことで、気付いてはいないけれども、法律に従っていません。法律違反をすると、罰金が科されることになるかもしれませんし、あるいは民事責任を問われるかもしれないし、行政責任を問われるかもしれない。私たちの社会は法律を要として成り立っている。

政治の「運転」は国・為政者に任せているというのが普段の我々です。私たちは日常生活で自分で自分の責任を取りながら毎日過ごしている。法律を作ることをはじめとして、政治がどう運転されるのか任せているのが代表民主制の意味です。選挙によって代表者を選んで、その人たちが国の運転をする。直接我々がこの国の運転にタッチしているわけではありません。しかし憲法改正の場合、普段国に任せているのに代わって自分たちが国を「運転する」ということに他なりません。かなり責任重大なのです。

法律をつくるのか、改正するとか、国の政治はかなり忙しいです。社会保障をどうするのかとか、問題は山積しています。こういうことは、法律をつくらなく

たので、こういう規定にすべきです、という一定程度固まったラインをつくっています。

ところが憲法改正ってそれがいいのです。憲法改正は、専門家による検討という手続きが全くないので。憲法改正は、全部いきなり国民が判断するということになるわけです。しかも短い期間に。どういう広告をするのか、などなど問題にされていますけれども、国民がその手続きに入れられて、二者択一で済ませるか、しませんか、という形で問われる。突然に国の運転を任せられるようなことです。荷が重くて当然の、とても責任重大なお話しを簡単に、憲法改正をそろそろしようじゃないか、と問題の大きさを隠すようなことを、今、政治はやっている。重要なことが隠されるのが最近よく目立っていますけれども、憲法改正もまた、問題の大きさと重要性について隠されているのだから、問題の大きさを隠されています。

そういう意味で、憲法改正を考えると普通の法律改正を考えると違うのに、あたかも国民を騙すような手法が用いられていることに、警鐘を鳴らしたいと思います。「騙す」という言葉が適切かどうか

では対処できないのです。なにしろ我々に義務を課しますから。その法律をつくるための仕組みが、憲法で定めている国会、内閣のお仕事です。日々それだけで忙しいのに、いったんストップして、私たちが国の運転をします、というのが、憲法改正なのです。だからめっちゃくちゃ責任重大です。それをサラッと、憲法改正をそろそろしようではありませんか、というような語られるべきお話しではないはずなのです。

●法制審

民法とか刑法とか商法って、市民社会にとって基本的なルールです。こういう基本的なルールを改正する際には、法務省法制審議会（法制審）というところで揉むんです。その法制審で揉んで決定した内容を基本的に尊重して法務省が法律の原案をつくることになってるので、法制審というのが法律改正の過程に一段階組み込まれているのです。法制審には、いわゆる法曹三者といわれる、裁判官、弁護士、検察官や大学の教員という、法律に関わっているその道のプロの人たちが入って、こういう議論がこれまで蓄積してき

かりませんけれども。それが簡単な問題であるかのような土俵設定がされ、マスコミも憲法改正がある意味で既定路線であるかのような扱いをする中で、私たちがいきなり表舞台に立つというこの意味を私たちはよく考えなければなりません。

●「憲法をきちんと改正すれば万事うまく行く」という憲法改正論

憲法改正をするべきだ、なぜならば、今、憲法は規律力がなくなっちゃってる。その規律力を回復させるために憲法改正をすべきだ、という議論が、「立憲主義を守るための憲法改正」ということで出てきております。しかし、これだけ法を守らない政治が、憲法を変えんと守るようになるのか、という、根本的な疑問があります。憲法改正をそろそろしようじゃないか、という身近な雰囲気づくりが進んでいます。でも先ほどから、強調しているように、普通の法律改正とは全然違う。国をどう進めていくのかを私たちがどう判断するのかを問われているという、とっても重いお話しなのです。

憲法改正で私たちに何か問われるとすれば、今日一番最初に申し上げたこととつながっていくのですけれど、結局、それは私たちの心の問題に直結するのではないのでしょうか。このあたり是非みなさんのお考えを伺いたいと思います。

憲法改正すべきか、すべきではないか、択一的に問われるなか、改正するならば9条が一番最初に来ると思うのですけれども、長谷部先生の話で出したように、法と道徳とかモラルがうまくフィットしない問題だとすると、心の問題は正面からは問題とされにくい。政治の側から、憲法改正するという側はもちろんそうすけれども、憲法改正反対をする法律学者の方も、モラルの提示はしないでしょう。出来ないから。

でももし、根本的な根っこがあるとするれば、それが心の中の問題だとするならば、誰かが提起しなければならぬでしょう。憲法改正の主役は国民、主役が国民になる以上、国民が国民に問うよりほかはないのではないか、というのが、今の私の理解なのです。

そういう意味で、憲法研究者として今日はお話しし

ん、とさきほど申し上げました。通常、私たちの普段の生活でなにか行動を起こすときに、憲法と関連づけられることはほとんどありません。では誰にとって近いのでしょうか。憲法は実質的には、公務員の世界で意味を持つ法、ということになります。

ここは今日的に問われて然るべき領域でもありますね。国家公務員、地方公務員、公務員は、「公僕」ということばがありますが、私たちのために働く人たちのことです。公務員が、憲法をはじめとして「これが我が国の法だ」というものを守ることが、いかにその国の法体系が維持されることにおいて重要か、考えていきたいと思っています。

「法体系」は馴染みのない言葉かもしれないですが、法は法のメカネをかけて見てみると、一国の法秩序って段階的に見えてくるのです。憲法があつて、憲法が法律のつくり方を規定します。法律のもとに命令があります。そして、命令の下にもっと下位の規範があります。先ほどの、武器輸出三原則の話で言うと、憲法にも書いてない、法律にも書いてない、命令にも書いてない、命令の別表の第一の解釈指針と言ったの

ていますけれども、一市民として、自分たちの問題として、自分たちで言っていくよりほかはないののではないかとこの問題提起となります。そしてこれは多分、シンプルな形で問う方がいいんだらうと思つています。「なんでそれでいいんですか?」「軍事はもうやめましょうよ、と言っていたのをなんで止めるんですか?」「なんで人を殺していいんですか?」。どうでしょうか、こういう直球型の言説って、減ってきてないですか。新聞などを見ても、両論併記などといって、片方が大学の教員で。大学の教員は基本的にモラルの話しませんから。直球で語ることの出来る人がパブリックなところに出られないということにも、憲法改正という問題だけを取り上げて考えて見るなら、私は違和感を覚えてならない。根っこがそこにあるならば、その根っここの話をしなくてはいけないのではないのでしょうか。

4 「遠いはずなのに近い」の意味

憲法は通常、我々の世界には直接関わってきませ

も、この法の段階構造を考えていただければ想像しやすいことと思います。このピラミッドが維持されるのが、私たちの生活が安定する一つの重要なファクターです。下剋上が起き、命令が法律に違反する、法律が憲法に違反するようなことが常態化すると、何が法なのかからなることになる。法体系をどうやって維持するのか、安定させるのが、法の世界では一つ大きな問題関心です。

多くの人は、そういう法体系に関心がなくても、日々安全に暮らすことが出来ます。しかしもし公務員が法に従わないことが普通になったらどうなるのでしょうか。法体系を維持出来ないはずで、法律は違反するためのものである、なんてことになったら、法律をつくる意味はありません。形だけでも、違法なことはしてはいけないというルールが大前提のはずです。今、なにかこう、違法なことをしても形だけ謝ればいいみたいな感じになりつつありますけれども、あれおかしなことです。普通ではない状態です。特に公務員が違法なことをしてはだめなんです。国会は憲法に違反する法律をつくってはだめだし、命令は法律に定められ

たこと以外してはだめだし、行政官は自分に与えられた権限を超えてはだめだし。「枠づける」という発想をするのが国の統治の基本的な考え方です。構造が決められていてそれを超えてはいけませんよ、超えると違法です、責任が発生します。公務員がきちんとそれを守っているというのが、基本的には法が安定する上で一番大切なことです。

なので、すぐく嫌な言い方をすると、エリートの一定の公務員が憲法以下法律を知ってさえいれば、他の人たちが法を全く知らなくても安定した法秩序になることは可能です。人々が全く法のことを興味もない、なにも関心もない、ということでも、法体系そのものが安定することはあり得る。公務員がちゃんと仕事をしていればです。今は公務員が法を守っていない雰囲気がありますけれども。少なくともちよつと前までの日本は、一定の人は法を知っているけれども、多くの人は法を知らないし、興味もない、だけれども社会や法秩序としては安定しているという状況だったし、今でも大概そうではないでしょうか。例えば免許をとるとか、新しくお店を出すというときに、これ守らない

国家は安定しているかもしれない。でも9条について言うと、内面化の率がとても高い。これを証明しろと言われるとなかなか難しいんですけども。

内面化、もししているとすれば、それはなぜなんだろう。既に問題提起として申し上げてきたのですけれども、そこなんです。なぜ私たちは我がこととして平和を考えてきたのか。

直接戦争体験をしている、あるいは、体験をしている親の世代を見ている、あるいはその話を聴いている、という形で、体験談として我がこととしている、ということが一つ考えられます。もう一つは教育でしょうね。直接身のまわりにそういう人はいないけれども、教育課程を通じて内面化してきたということがあるかもしれない。家庭の教育もあるし、パブリックな教育もあるかもしれない。でも私たちがどこかで我がこととして考えてきたからこそ、9条は「あんなの理想にほかならないよ」ということを超えて、意味を持ってきたのではないですか。どうなんでしょう。

自衛隊法はできた当初から違憲だという議論がとても強くて、防衛庁設置法と自衛隊法、防衛二法と言わ

とダメですよと言われるとそれを守ります。けれどもそれ以上は特に興味はない、というのが普通だった。でも、そういう状態でも我が国の法秩序は安定してきました。

仮に日本がそういう国だったとして、いいか悪いかという評価は別ですが、そうするとよりいっそう9条って特殊ではないですか。法について、みんな特段関心も興味もないのに、9条だけは知っている。そして9条にはなにか愛着がある。私は実感、肌感覚としては、かなり分厚い9条文化があるなという感じをもっています。声を出さないサイレントマジョリティーを含めて、ちよつと訊いてみると、あっ、こういう平和教育を受けているんだ、こういう文化があるんだ、分厚い9条文化、平和文化があつて、9条は特殊なんだと改めて思うのです。日本の多くの市民が表現の自由が自分たちの自由の典型だとは考えなくとも、「日本は平和国家なんだから」と言うのは、相当に9条を内面化しているということではないでしょうか。一般に、公務員は法を内面化しないと絶対だめですけれども、国民はしなくてもいいかもしれない。しなくても

れる法律は違憲だという議論は当然あつたのです。でも先ほどもお話ししましたが、中身を見てみると、9条を踏まえていない法律だとは到底いえないところがあるのです。軍隊が行動するとき、例えば、敵戦闘員を殺傷するという場合に、権力を行使する相手は国民ではありません。でも、行政権、普通、我々が役所と呼んでいるところで権力を行使する相手は国民です。警察も行政機関です。権力行使する相手方は、基本国民なのです。でも、軍隊が権力行使する相手は、基本的には国民ではないはず。そういうことを考えると普通の行政機関にはならないのでしょうか。一般の警察などと同じレベルで語ることは、本来出来ない可能性が高い。ところが、自衛隊法や防衛省設置法は、行政機関として同じように、普通の役所として語っているのです。警察と同じだと。無知だからそういうつくりにしたのか。当然そんなことはありません。つくった人はよくわかっていました。でも、軍隊は持てないので、行政組織としてしか位置付けることが出来なかつたのです。それは、別の言い方をすれば、実は9条を「わが法」として内面化していたのでしょ

うね。公務員だから憲法を知るということもあったでしょうけれども、それを越えた次元で内面化していたことがプッシュするというか、背中を押すということがあったのではないのでしょうか。

昔、国会審議が白熱することが出来た頃は、野党の国会議員の後ろに国民が見えていたわけですね。内閣法制局がガラス細工と言われようがなにしようが、かなり綿密な法理論を構築していったのは、野党が切れ味鋭い質問をしていたから。それは、その後ろに国民の後押しがあったからです。ということを考えて、今、野党からの質問と政府の答弁が噛み合わないのは、一つには、国民の押す力がなくなりつつあることの反映ではないのか。ただただ内閣が怠慢だからということを超える問題があるかもしれない。あるとすれば、それを問うのはその当事者である我々しかないのかなと。私たちがこれから我がごととして平和を考えていけるかは、私たちが私たちに問う問題ではないかなと思います。

9条を地上に生えている「9条の木」のようにイメ

対談 青井未帆 vs 松浦悟郎司教

松浦：私は先生の話を聴きながら、感じていること、コメントや質問などをしながら、対話的に話を進められたらなと思います。

今日の話の中で非常に興味深かったのは、9条とモラルの問題ですね。普通憲法学者はモラルについては語らない、という話が出てまいりました。しかしそういうものを語っていく場が必要ではないか。あるいは、もしかしたら、モラルが背後にあって、そこから憲法やその精神からくる国是と呼ばれているもの、あるいは文化もつくられてきたのではないかという気がします。

昨年（2019年）の教皇フランシスコ訪日の報道に関して、あるテレビのコメンテーターの発言が、今の話に通じることだなと思いました。そのコメンテーターは、「安保や経済、国益を守るのは当然という、いわゆる『常識』が語られる中で、あれだけははっきりと理想を語るということが、今まで公の場ではなかつ

じしていただきたいと思います。木の幹の部分、それは法律の世界で育ててきたものかと思うのですが、注目すべきはその下の根っこの部分。そこが根腐れとか、根っこの病気がかかると、上の幹がスカスカになってしまふ可能性がありますよね。常に栄養分、エネルギーを根っこから吸い上げることなしには、今のような形で平和主義を憲法に書き込むことは出来ないのではないか。少なくとも日本型の平和国家を考えるときに、モラル、道徳、倫理、ちよつとそのあたり、なんというふうに呼べば一番しっくりくるのか、自分でも考えあぐねていますが、こういうものに裏付けられない、根っこがない9条の木というのは育つのだろうか。この部分が、私たちとしては、9条が持っている特別の意味として私たちに問われているし、これからどう育てていくかにもかかっているのだろうと考えます。

モラルの話を、直球で出来るような場がパブリックな空間が必要ではないでしょうか。というような問題提起をさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

た。教皇の発言は、ためらわずに、人間はこうあるべきではないか、というような視点からモラルを語った」というのです。私は、理想というものが単なる絵空事ではなくて、人間の一番本質的な深いところにある真実と結ばれているもの、だから誰もがハッとさせられるのではないか、ハッとさせられるって一番大事だと思ふのです。

近隣諸国がこんなに危なくて、だから軍事力を持つべきじゃないか、というような話をどんどん言われると、多くの人はそうかな、と思ってしまう。そんな時、いつの間にか敵と思うようになってしまった人たちについて、「あの人たちは私たちにとって誰なんですか？」といった問いかけがなされる。そして、「同じ人間、大切な人間なんじゃないですか？」といったことが言われると、ハッとさせられる。そういうところから立ち戻るの、とても大事ではないかなということを感じました。

それから、自衛隊のことなのですが、実は昨日のニュースで、河野太郎防衛大臣が、「日本は最近災害が多くて、本来やるべき防衛のための訓練が300回出

来なかった。だから、もうちょっとちゃんと自治体とかで災害救助のやるべきところはやって、自衛隊は本来の任務である国防に特化すべき」といった発言をしたのです。私がそれを聞いて思ったことは、自衛隊は国民の安全と命を守ると言って、実は災害などの援助から次第に手を引き、国防、外からの脅威に軍事力での対応に特化するようなところを走り出しているということを表した言葉だろうということでした。自衛隊はさきほど先生がおっしゃったように、憲法ができて以来ずっと、憲法違反ではないかと言われてきました。実はその批判から、自衛隊は国民に受け入れられるようにするために、できるだけ目立たないように努め、特に災害救助に全面的に協力してきたわけです。それで、自衛隊が災害のたびに我々のために動いてくれて、国民に受け入れられ定着してきたわけです。ところがこれがもし、自衛隊が憲法の中に位置づけられるということになると、まさに河野大臣が言ったように、もう認められたんだから国民に受け入れられるために災害出動することはないと、軍事による国防に特化する形で邁進していくに違いない。私は、昨日のそ

の河野大臣の発言を聞いて、そう思いました。それで自衛隊のことについて少し質問をしたいのです。自衛隊が憲法に入れられたら、たぶん自衛隊の任務は、自衛隊法で決めることになって、自衛隊員は憲法から外れた自衛隊法の中に全部組み込まれていく。例えば、裁判にしても、軍法会議で裁かれることになる。今は自衛隊員は憲法の中にある一人の市民ですから、憲法が保障する人権とか、表現の自由とか、いろんなことが守られているはずですが、もし憲法に自衛隊、軍事組織が明記されると、これが全く外されることになるのではないかなと思うんですね。天皇がそうではないかと思えます。皇室典範で全て定められるので。「天皇に人権はあるのか？」という話はそこから出てくると思うんです。ちょっとそのへんお聞きしたいなと思えます。

青井・松浦司教様、どうもありがとうございました。ちょうど、お話しの中で飛ばしたところですが、自衛隊が明記されると軍法会議が必要になってくる、特別な措置が当然あるのではないかということ、全くそのと



青井 未帆さん 松浦 悟郎司教

「憲法9条を育てる」
(2020年1月18日 カトリック大宮教会)

おりだと思えます。改憲を提言する側はその部分を説明していいのです。今と全く変わりません。なにも変わりません。書き込むだけです。そんな明らかな嘘を誰が信じるか、という感じですね。なにしろこれまで、憲法という「行政各部(官僚組織)」の一部分として、普通の役所ですという説明しか出来なかったわけですから、自衛隊と書き込むことで、特別扱いをできるようにすることの意味を、本当はき

ちんと説明すべきです。「国家行政組織法」という普通の役所の骨組みを決めている法律があるのですが、防衛庁設置法を作ったときに、それに倣ったのです。だから形だけ見ると普通の役所なのです。確かに軍隊持っていないですし、憲法上説明するとなると、法務省とか総務省とか経産省とか、そういう省庁と同じ横並びの説明しか出来ないのです、特別扱い出来ないのです。特別扱い出来ないからしなかった。しかし今度憲法に書き入れるということは、もう、特別扱いを正面からしますよ、ということですね。軍法会議は絶対出てくると私は思います。なにしろ特別な世界ですから。自衛隊員を一つの武器として使えるような規律のある秩序を設けるために、刑罰の威嚇力で軍紀を確保するというのが一般的な方法です。明治憲法体制下の皇軍も、厳しい縛りを課すことによって、逃げるな、戦え、ということを確認していたわけです。普通の市民ではありえない義務を負わせたわけです。市民法秩序だったなら人権が最大の原理なので、あり得ませんので。それを正当化するか、では、どういう場合に違法性が阻却されるのかといったことは、特別な法廷で

軍人自らが裁かないと裁けません。軍法会議を設けるべしという議論が出てきて当然です。今ですらあるのです。今ですらあるのに、自衛隊が明記されたらもつともつと強くなつていくでしょう。平成24年(2012年)の日本国憲法改正草案では、しかし、軍法会議については提案してないのです。軍法会議とは、普通の裁判所の系列と別の系列の裁判所を設けましょうという話です。これするためには、憲法76条という別の条文を解釈、変更、改正しないといけません。大きな話ですよ。だから避けているのでしよう。軍法会議という話になると、他の条文にも波及してくる話です。今は普通の公務員と自衛官とつり合いをとっているんです。でも、つり合わなくてもいいということになりますから、表現の自由もそうですし、いろいろなところでもつともつと縛りがきつくなつていくと私は思います。

松浦…もう一つ聞きたいのですが、憲法前文には、憲法に反するあらゆる法律や詔勅を排除する、そういうものは護らなくていいと書いてあるんですよ。だから、

裁判サービスを提供するのは昔からある機能です。だから、国家があるということと社会があるということと裁判サービスがあるということは、ほとんど一体なのです。市民社会で起こってくるような事件、たとえばお金貸しました、怪我させました、人が殺されました。こういうことを解決するのが、裁判所の役割だというのが、伝統的な理解です。憲法条文だと76条という条文が、そういうことが裁判所のお仕事ですと明記しています。

違憲の問題については81条です。よく日本では「違憲立法審査権」という言い方したりするのですが、立法だけではないので、「司法審査権」という言い方のほうがいいかなとも思います。81条には、最高裁判所はいつさいの法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する中心裁判所である、と書いてあります。これは、事件の解決が裁判所のお仕事ですという76条とは毛色が違います。ここで求められているのは、憲法に合致しているか、していないかという判断です。合致していたら有効、合致していなかったら無効、法律が無効となる場合、

ら、本来、憲法に反する法律は作れないはずですが。しかし普通、ある法律が憲法に違反していると思っても、具体的な被害がなければ裁判起こせないものです。憲法そのものに対する裁判、判断というものが日本にはないでしょう。憲法違反の法律についても、被害が出たときにしか裁判は出来ないのでしょうか。

青井…それは、特に9条とか、何か権利を与えている条文ではない条文に関して、非常に根本的な、問題提起だと思えます。今ご指摘いただいたのは、司法、裁判所の役割はなにか、ということ、違憲が疑われた時に裁判所はなにか出来るんですか、ということですね。この二つは性質の違う問題です。

日本国憲法の前にあつた帝国憲法のもとでも、裁判所はありました。裁判手続きのない市民社会ってたぶんないでしょうね。「誰かにお金を貸したけど返してくれませんか」とか、「ちよつと怪我させちゃったんですけど、どうしましょう」とか。踏み倒しとか、力を持つている人が力を誇示すれば通るなどという社会はおかしいというのが市民社会の鉄則ですので、国家が

そのもとでなされた処分も無効となる。裁判所は違憲か合憲かを判断するのです。

76条と81条と、どう交差するのが、先ほどの質問でした。伝統的な裁判所のお仕事はこの76条の世界だと強調する人、過度にこの立場に立つ人からすると、81条は異色になります。明治憲法下ではやられたことがない仕事で、日本国憲法ができたときに、81条が初めて入りましたから、裁判所は当初そう思っていたと思います。今でもそう思っているはずだと思います。自分たちのお仕事は76条なので、そんな81条みたいな仕事は、ちよつと。こういう感覚ですね。でも、特に第2次安倍政権以降、政治は法を乗り越えてしまつていい、とこれだけ赤裸々に示されている中で、憲法が最高法規である以上は、どこかの機関がカウンターバランスをとつて、ダメなことはダメだと言わなくてはいけない。論理として当然だと思います。81条だけを見れば、裁判所がそれをいわなくてはいけないでしょう。76条より考える人と、81条はまた別の権限として、やらなくてははいけないと考える人と、両方の立場があり得るのです。で、裁判所はどつちかという

と76条を固執していますが、ただ、今、各地で安保法制違憲訴訟が起こされていて、違憲判断が出るかどうかというような状況でもあるのです。客観的に見ればあれを合憲とするのはとても難しいはずですが、それはおかしいでしょう、おかしい時には裁判所がおかしいと言わなくてはいいけないでしょう、という多くの人の声を無視出来ないと考えるか、無視してしまえると考えるか。裁判所次第で変わってくると思いますが、私たちは後押しすることも出来れば、足を引っ張ることも出来るんです。私たちとしては、おかしいことはおかしいんじゃないの、と言っていくべきだと私は思います。

松浦…その後押しで最高裁は変わるでしょうか？

青井…私は、変わらないとは言えないと思います。裁判所はお財布もなければ剣もない国家機関です。何が唯一の支えかと言うと、説得力なんです。国民が納得いかない判決をいくつも出せば、どんどん国民は信頼しなくなっていく。他の国の裁判所への国民からの信

説明すると、そうなります。政府のことを考えていないとは絶対言えないです。では国民のことを考えていないかという、けっこう見てるんですよ。例えば、法律婚、つまり結婚しているカップルから生まれた子どもは嫡出である子、事実婚で生まれた子どもは嫡出でない子と言われますが、かつて民法には嫡出でない子の法定相続分は嫡出である子の2分の1とするという規定があったんですね。平成8年（1996年）の最高裁決定までは、最高裁の判断では合憲だったので。それが平成25年（2013年）の決定では違憲と判断されました。この間に、国民の中に、家族を構成するひとりひとりの個人がやっぱり重要だという意識が定着したこと、自分の責めに帰せない理由で差別されてはいけないという意識が高まったことが、あの最高裁を動かす力になった、そういう説明しか出来ないと思います。そういうことを考えると、国民のことも見ているのです。

松浦…法には、ある文言が一語入っているために、どうにでも解釈できる、ということがあると思うので

頼度に比べると、日本は高いのです。裁判はお金次第だと思っている人はさすがにあまりいないのではないのでしょうか。でも、そう思っている国がけっこう多いのです。そういう信頼も含めて、あんまり常識に外れるようなことを言ったら、自分たちの権力の源である権威がなくなるということは、よくわかっていると思います。

裁判所、特に最高裁は、国民を見て、国民から半歩から一歩先にある判決は出せると思います。二歩三歩は出せないと思いますが。だからどこまで、その半歩先くらい、ここまでだったら行けるという気持ちを私たちが維持出来るというか、つくっていくか、そこに私はかかっていると思います。

松浦…ということは、裁判所は国民の動きと、政府の考え両方を天秤にかけながら、判断していく、実際のところはそういうふうになってしまおうのではないですか。

青井…そうですね。現実問題として今まで出た判決を

す。でも9条の文言にはあいまいな部分がないと思います。現実にはそれをあいまいにしてるのだと思います。すけれど、それでもそこへ戻す力が9条にはあるのではないかと思いますね。

集団的自衛権が閣議決定されて安保法制になるまで、私は憲法をどんなに拡大解釈しても、集団的自衛権は無理だと話してきたのです。だから、いくら伸びきったように見える歯止めのコムでも、憲法というゴムは切れていなければ、まだ戻す力が働くんだというように。ところが、ありえないと思っていた集団的自衛権が認められる法律ができ、憲法の外に本当に出ちゃったわけですよ。それで私は、一瞬、憲法の歯止めは破られ、制御不能になっていくのかなと思ったのですけれど、そうではないですね。やはり9条があるから、安保法制で理由をつけて集団的自衛権を行使できるとしても、9条に向かっただの吸引力というか、引き寄せる力は働いていると思うのです。だから今回の9条の改正案に自衛隊を入れる時に、自民党は「必要最小限の軍事力」という言葉をはじめは入れていたのに、とってしまっただですよ。必要最小限」とい

う言葉が邪魔になる、つまり出来るだけ9条の力を弱めていくということだと思ふのですけれど、そのことが逆に、9条がある限り9条に向かって引き寄せる力はあるし働き続けているという証明だと思つてゐるのですけれど、それでいいんでしょうか。

青井…そのあたり、今日のポイントかなと思ふんですが、引き寄せる力は、私ももちろんあると思ひます。ただ、憲法の形は残つてゐるけれども、相対に弱まつてゐる。規律が弱まつてゐるのも確かです。では憲法さえ守ればいいのか、このままの状態にすればいいのか、というところと違ふはずなんでしょう。今、法律改正が序の口なので、ここから本格的に法律改正が進んでいくと、あの2014年の集団的自衛権の行使容認の効果により判明してゆくところですが、我々が何を言ふてはいけないのか、というときに、憲法を守ることに力を全て傾注するので十分かと言へば、そうではないということも、同時にポイントになつてくるのではないのでしょうか。集団的自衛権の行使容認、司教様がおつしやつたように、伸び切つたゴムを切つちやうよう

思ふんですね。いろんな世論調査を見ると、安倍政権下での憲法改正には反対つていう人がけっこう多いんでしょう。60%とか。ところが、政権支持率はあがつたりする。その辺の不思議な動きについてはどうでしょうか。

青井…支持率がまた上がるというようなことも謎ですね。で、考えた時に、片方では上級国民と上級ではない国民がいるとか言つて、自分たちが別扱いされてゐることにすごく敏感になる問題と、すごく違ふ扱いをされてゐるのに、当たり前、自分たちはどうせ桜を見に行けないから、みたいな、あれはお友だちだから仕方がない、とかね、そのように見られる問題と、二種類ありますね。自分たちと違ふ世界だから比べられないのでしょね。一方で芸人さんの親御さんの生活保護の問題とか、そういうところはやたらと批判するけれども。

批判する対象と批判しない対象が、分かれる気がするのです。その根元をたどつていくと、日本、明治維新以後ですね、中央集権国家を作つていくにあつた

なことを現実にしたので、憲法改正を阻止すれば戻るかというところ、戻らないんですね。一度ゴムを切つちやつたところに戻さないと、だめになつてゐるんです。そういう意味で、憲法にまだ復元力があるときに、9条に復元力があるというのは、私は全くそのとおりだと思ひますけれども、でも9条を持つてさえいけば大丈夫ということでもなくなつてゐることも、直視しなくてはいけないだらうと思ひます。

松浦…そうですね。それだけ我々市民は本当に力にならないと、バックヤードにならなければいけないと思ひます。おつしやる通り、普通私たち憲法はあまり身近ではないはずだけれど、公務員とか国家が憲法に基づいて国を運営してゐるときは、我々が知らなくても確かにきちつと運営されてゐるわけですよ。その意味では、私たちは長い間、安心してあまり憲法について学んでこなかつたように思ひます。ところが最近では、憲法のことについていろいろ勉強を始めた。それは国家権力が力を持つてひとりだに暴走を始めたと思ふ然とでも多くの人がそう感じてきたからではないかと

て、非常に短いあいだに強い中央集権国家をつくらなければいけないので、「国を動かす人」と「従う人」と、教育を分けましたよね。国を動かしていく人たちには、常識として西洋の国家について、憲法について、法律についてといった常識を教えつつ、学びつつ、当たり前のように、ほかの国、先進国と同じような議論のレベルもつくりました。法に従う人たちについては、いざとなつたら天皇のために命を差し出すのだ、という教育をする、こういう二層性。従う方は政治を動かすことにはタッチしないのが当たり前、自分たちは従う者なんだ、もう片方は、国を動かすのが当たり前なんだ。これ、尾を引いてゐるのではないのでしょうか。私たちの中には、どこか見えないところで、二層以上の種別があつて、難しい話、政治の話とか、ちよつと自分たちに関係ない、普段考えなくてもいいようなお話しと、自分たちに非常に身近でちよつとでも違ふ扱いをされると怒りが湧いてくることと、分かれてゐる。それは公的な回路がないことに由来してゐるのかもしれない、と思ひます。

それが、国家権力を無条件に信じてゐるから、とい

う説明であればわかるのですが、例えば日本は徴税をする時に、他の国と比べて痛税感が非常に強い、という特徴が指摘されているのです。あれは国家を信用していないからですよ。国家に税金をたくさん納めても、きちんとそれが別の形で還元されるとい信頼があれば、あんなに痛税感は高くないはずですよ。出したが最後戻って来ないと思ってるから税金払いたくない、ということもあると思います。国家の信頼という意味で言うと、無条件信頼というのはないと思うのです。そこが分かれてる。文法が違う、というところに、大きな問題があるのかなあと。

文法が違っても、為政者たちがきちんとディシプリンを働かせて自己抑制すれば、うまくいっていったんでしょう。それが基本的に官僚ですよ。官僚に対しての信頼があつて、官僚が、自分たちが動かしているという矜持がある。そういう意味での信頼。国家が権力を握れば悪いことをするというところに多くの人が気づき始めているとすれば、これまでの方式以外にも、太いパイプを私たちと公的な領域との間にもっともつと作っていかなくてはいけないはずですよ。さきほどの裁

化されたということ、最初に申し上げましたが、それを貫徹すると伝統的な軍隊が多分、他の国も持てないはずなんです。でも異常な国家が出てきて侵略してきたとき、それを防衛するくらい、いいのでしよう。国際法における武力行使をめぐる大転換を誠実に執行するならば、軍隊ではない形の実力組織で充分ということ、言えるのではないのでしょうか。軍隊の言葉をすり替えているだけだと言われるかもしれませんが、けれども、出来ることと出来ないことで違いを設けて実力組織を設けることを国際法的にスタンダードにすることは可能だろうと思います。

私は、あれだけの命が失われた結果として、一歩歩みを進めて武力行使を違法化したということは、突き詰めて言えば軍隊を持たない国家が存在可能だという前提に立たないと、達成出来ないと思うんです。ちょっと法を飛び越えるお話しになるんですけども。信じゃないと一歩もう一歩と進むことが出来ないだろうという点において、可能だと、ここまで一市民として申し上げたいと思います。一歩さがって、法律を学ぶ者からすると、軍隊ではない形の自衛隊という実力組織

判所の司法審査の話も、私は一つのパイプだろうと思います。選挙の時だけ投票するだけではなくて、もっといろいろな形で民主主義的な、あるいは公的な政治プロセスへの介入、参加ということを、いろんな手を尽くしていくよりほかないのかなと思います。

質疑応答 青井未帆、松浦悟郎司教

司会 「軍隊を持たない国家というのは、現時点の世界情勢で可能でしょうか」もう一つは、「日本は独立国なのに、アメリカ軍が駐留しているのはおかしいと思うが、出ていかれては武装しなくてはならなくなるので、とても困る。しかし、トランプ大統領のような人が出てくると、これも困る。9条も守りたい。私は今とつても困っています。どう考え、どう行動していけばよいのでしょうか？」という質問ですが、いかがでしょうか。

青井 第二次世界大戦後に武力行使が原則として違法によってこれだけ有効に実力を統制することが出来たことの重さに思いたしたいと思います。世界における安定にも寄与してきたはずだと思います。日本のブランドという形で、中東でも語られ得る前提となってきた、ということを指摘しておきたいと思っています。

松浦 今、自衛隊は行政組織ですよ。ある意味、警察と同じで。外から侵略して来たら、追い出すという役割を自衛隊はしていると思うんですね。侵犯したものをどこまでも追いかけてつぶすというようなことはしない。それはその縛りがあるからいいわけですよ。あるオーストラリアと日本の平和学者が、シンポジウムをした時に、こういう提案をされたんです。全ての国が憲法9条を持つたらい、と。つまり、軍隊を持つていても、それは専守防衛だけのために、外から自分の領域、領土内に入ってきたときにそれを撃退するための軍事力にするっていうふうには憲法9条の網をかければ、どんなに軍隊を持っていても他国に侵略することは出来ない。そうしたら、アメリカのように最大の軍事力を持つていても、脅威にはならないです

ね。外には行かないのだから。まあ、そういうことはあり得ないと思うのですけれども、今の自衛隊が行政組織の中にあるということが、一つのしるしではないかなというふうには思いますね。

安保を解消してアメリカの基地はもういい、と言うと、ある人々は、それだったら私たち軍隊を持ちましよう、という。戦力の不保持や交戦権を認めないことを国是としながら、戦後ずっと、安保によるアメリカの軍事力によって日本は守られてきたという思いが続いている。つまり軍事力でしか平和を守ることができない、ずっとそのマインドが続いているということ。憲法9条の精神が浸透しないまま今日までできたということでしょう。そういう意味では今からでも、軍隊や軍事力ではない国の守り方を考え、それを選び取っていかねばいけないだろうと思うんです。

具体的な取り組みですが、私は、現実が9条から遠く離れているとしても、そこから出発するしかないと思っと思っています。つまり、今アメリカ軍の基地があり、日本の自衛隊がこれだけの力があると。いきなりそれをゼロにするという主張ではなく、それを少しずつ減

らしていったって、減らした分を他国との友好関係、協力、援助といった形で信頼を醸成していくことによつて、少しずつ軍事力をなくしていきながら、本来の憲法にある姿にまで引き下げていく。現実から出発してその道を歩むしかないし、その道を歩み続けることこそ9条の精神だろうなと思っっています。我々もいわゆるモラルの部分で、国の在り方を引っぱっていくということが、今の道ではないかなと思うんです。

司会 最後にひとつ、是非、松浦司教さんにお話しただけだと思っのですけれども、教会でも、改憲反対の3000万人署名が、社会司教委員会の後押しするということもあって、行われました。しかし、そういう政治活動はしないでくれ、問題があるから協力できない、という教会もあつたようなのですけれども、今日のような集会を開催するということが自体も含めて、どのようにお考えでしょうか。

松浦 教会と社会の関係は永遠の課題ですね。この問

といけないなと思っいます。

題を考えるためのもつとも重要なことは、教会とはいつたい何のために存在するのかという理解が共有されているかというでしょうね。それは、特に第二バチカン公会議の時に示された教会の在り方、自己理解です。すなわち、教会は、この世界が和解決し一致しているため「しるしであり道具」であるということ。教会はこの世の現実には派遣されているわけですから、我々の一番関心を持つべきものは、この世界の全ての人々一人ひとりが本当に大切にされているのか、関係性が壊れていないか、踏みつけられていないか、そこなのです。そのために教会があるということ。常に言い続けるしかないでしょう。あとは、一人の市民として、人と出会つたり、問題に関わつたら当然生まれる人間としての感性、共によるこび、悲しむ生き方をすること。その中でこうあるべきではとか、もつとこうしなければと思っことを大切に生きていくこと。でしょうね。その生き方へと、教会がさらに力をくれる、派遣してくれる共同体になっていけばいいと思っいます。そのために、もつともつと自由に自然に、社会の問題、我々の問題を語り合う場が教会の中にな

* 1 「紛争当事国およびそのおそれのある国には輸出しない」ことを骨子とする「武器輸出三原則」は、1967年佐藤栄作内閣時代に表明され、1976年に三木武夫内閣によって事実上の全面禁止へと厳格化され、非核三原則とともに、日本の「国是」として定着してきた。2003年、小泉政権下、日本の「ミサイル防衛(MD)共同開発が三原則の例外とされた。

* 2 長谷部恭男(はせべやすお) 憲法学研究者。東京大学名誉教授、早稲田大学法学学術院、大学院法務研究科教授。2015年6月4日の衆議院憲法審査会の席に、参考人として自民党が招聘したが、席上、他の野党側参考人二人と共に「安保関連法案は違憲である」と述べ、その後の安全保障関連法についての世論の流れ(潮目)を大きく変えることとなった。

青井 未帆（あおい みほ）

学習院大学法科大学院教授。専門は憲法学。主著として、『国家安全保障基本法批判』（岩波ブックレット）、『憲法を守るのは誰か』（幻冬社ルネッサンス新書）、『憲法と政治』（岩波新書）ほか、多数。

松浦 悟郎（まつうら ごろう）

ピース9の会呼びかけ人。日本カトリック難民移住移動者委員会委員長、カトリック子どもと女性の権利擁護 デスク責任司教。カトリック大阪教区補佐司教を経て、2015年よりカトリック名古屋教区司教。著書に『平和をつなぐ―私、そして私たちの選び』（ドン・ボスコ社）がある。

事前に当協議会事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない視覚障害者その他の人のために、録音、または拡大による複製を許諾する。ただし営利を目的とするものを除く。なお点字による複製は著作権法第37条第1項により、いっさい自由である。

JP BOOKLET 正義と平和講演録 vol. 9

「平和は大河のように、正義は海の波のように」(イザヤ48・18)

—— 平和と憲法 2019年～2020年 ——

2020年4月1日 第一刷発行

編集 日本カトリック正義と平和協議会

発行 © カトリック中央協議会

〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内

電話 03-5632-4411 (代表)

日本カトリック正義と平和協議会

電話 03-5632-4444

印刷 アドラック